

養父市農業委員会

第2回会議録

令和4年11月24日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第2回会議録

1. 開催日時 令和4年11月24日（木曜日） 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

3 議 事

議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

議案第6号 非農地証明交付申請の承認について

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第8号 空き家に付属した農地に限定した別段面積の区域設定について

報告事項

報告① 農地の現況転換について

報告② 農地法第5条第1項ただし書きによる公共事業における農地の転用について

報告③ 農地法第5条第1項のただし書き、農地法施行規則第53条第1項第14号の規定による届出について

報告④ 農地法3条の規定による許可申請について

報告⑤ 農地の使用貸借の解約通知について

報告⑥ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

4. 出席農業委員（12名）

2番 吉村英之	3番 藤原健次	4番 坂本光	5番 前川章
6番 濱田房子	7番 珍坂聡	8番 圓山満	9番 山根達夫
10番 藤原義幸	11番 木下計介	12番 秋山博	13番 西谷英樹

5. 欠席農業委員（1名）

1番 谷垣重俊

6. 出席推進委員（11名）

15番 内田重雄	16番 齋藤隆之	17番 荒木奈見	18番 谷村昭雄
19番 藤本浩一郎	20番 栗田匡晃	21番 鎌谷壽三男	
22番 上垣美由紀	23番 宇佐見孝一	24番 井上勝雄	25番 米田渡

7. 欠席推進委員（1名）

14番 小林誠

8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦

副主幹 福垣 周作

主査 東 宏樹

主事 定岡 良樹

事務局 : それでは、ただいまより第2回農業委員会総会を開会いたします。
開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

山根会長 : 皆さん、こんにちは。御苦労さんです。午前中より、各担当の農業委員、そして、推進委員の方、そして、現地の担当の方、御苦労さんでした。初めての方もおられまして、ここから3条とか4条、5条、非農地とかいろいろあります。分からないことばかりだと思います。遠慮なく事務局に聞いてもらったりとか、それから、2期、3期している人に遠慮なく聞いてもらって、総会のときに、現地確認したものを発表してもらおうことがありますので、早めに、できましたら経験して覚えていただきたいと思います。

それと、11月9日、兵庫県の農業委員会地区別ブロック研修会が、和田山のジュピターホールでありました。人・農地プラン、それから、農地バンクとかという話が、県のほうからありまして、それで、皆さん、行かれた方は活動報告書というのを出してください。それも今日聞いたんですけども、費用弁償も出ます。そして、この間、22日にJAたじまでスマート農業のお話がありました。無人のトラクターとか田植機、そして、リモコンでする草刈り機、そして、スマートアシストスーツ、それから、ドローンとか水管理の話がありまして、宿南営農組合の組合長と馬瀬営農組合の組合長が実演とか反省とかいろいろ話をしまして、正直に言ってもらいました。これはいいとか、これはもう全然合わないとか、そういう話を聞いて参りました。それも、行かれた方が数人おられると思いますけども、活動報告書を出してください。

それでは、皆さん、初めての方もあると思いますけれども、分からないことは事務局、先ほど申しましたように、各委員に聞いてもらったら、話の内容がだんだん分かってくると思いますので、よろしくをお願いします。

事務局 : それでは、初めに会議の成立について御報告をさせていただきます。本日出席農業委員は13名中12名の出席です。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の農業委員会総会は成立をいたします。なお、農地利用最適化推進委員につきましては11名の出席ですので、併せて御報告をさせていただきます。

総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第5条に会長が総会の議長となり議事を整理すると規定されております。山根会長にこの後お願いしたいと思いますが、議事の採決につきましては、農業委員さんのみで行ってまいります。推進委員さんに意見を求める場合もございますので、そのときはよろしくをお願いしたいと思います。

それでは、よろしくをお願いいたします。

議長 : それでは、養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業

委員を指名します。本日は、3番の藤原農業委員と4番の坂本農業委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議案第5号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 : まず、1ページをお開きください。議案に入ります前に、初めての委員さんもおられますので、少し説明をさせていただきたいと思います。修正を1つお願いしたい部分がございます、1ページの真ん中、2、設定する利用権の概要とあります。その下の表に、左側、利用権の種類と書かれております。こちらが今、使用貸借権となっておりますけれども、こちら、使用貸借権及び賃借権と書き直してください。使用貸借権及び賃借権と修正をしてください。

では、議案の5号になります。まず、利用権設定ということで、聞き慣れない言葉かもしれませんが、こちら、農地を耕作する上で、耕作者が地権者でない場合、農地を借りることになります。その場合、農地法3条による使用貸借及び賃借か、もしくは、農業経営基盤強化法に基づく利用権設定が必要となります。こちらが毎月出てくるものを1か月分まとめて表にしたものです。こちらの2ページ以降に個別の案件が載っております。横書きですので、ちょっと横側にさせていただいて、まず、利用権設定ということで、番号1番から振られております。こちらが、左側から農地の大字、小字、地番、地目が2つ、あとは農用地かどうかと面積。1筆以上の場合はその下に合計が書かれております。右側、真ん中ほどですね、細いんですけども、内容となっているところが、その筆が新規に設定されているものか、今までつくったものであれば再設定されているものかという分けがございます。その右側、利用権を設定する者というのが、これが所有者の方のお名前と住所、右側にその方の経営面積、その右側に記載されている方が利用権の設定を受ける者ということで、耕作する方のお名前と住所、その右側に経営面積。さらに右側、利用目的として、田であったり畑であったりする分と、期間が何年間あるか、その下に終期として、何年何月何日まで借りる予定にしているかということがございます。さらに一番右側、備考欄に、使用貸借のものか賃貸借のものかという記載と、例えば所有者がもう亡くなっている場合、相続人の方がされますので、ここには被相続人ということで、亡くなられた地権者のお名前を記載しております。一般的なものが2ページから4ページまでとなっております。5ページを見ていただいて、少し表が変わるんですけども、これが一括方式と左上に書いてあると思います。こちらが、個人間での貸し借りではなくて、農地中間管理機構を通じたものとなっております。内容は同じなんですけども、左側が所有者の方、右側が中間管理から借りて耕作する方となっております。少し表が違うのが、右側から2列目、借りるのは全部農地中間管理機構なので、ひょうご農林機構が間

に入って借ります。その下、利用目的、賃借の期間、終期で何年間されるかというところで記載されております。こういった個別のもの、農地中間管理機構を通したものが1か月で出てきますので、それを総括したのが、戻っていただいた1ページの概要ということになります。こちらに載っているのが、先ほどのものの全ての総括ということになりますので、議案ではまずはこちらを説明させていただくこととなります。

では、改めまして、議案に入ります。1ページを御覧ください。議案第5号、農用地利用集積計画の承認についてです。公告は令和4年12月1日を予定しています。

1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が20,911平方メートル、22筆、畑が14,978平方メートル、12筆、合計35,889平方メートル、34筆となっております。利用権の設定を受ける戸数は18戸、利用権を設定する戸数は12戸となっております。

次に、設定する利用権の概要ですが、利用権の種類は、使用貸借権及び賃借権です。利用権の内容別に見ますと、使用貸借権が30筆、29,378平方メートル、全て新規となっております。解除条件付使用貸借が2筆、3,012平方メートル、賃借権が2筆、3,499平方メートル、全て新規となっております。利用権の始期は公告日からで、契約年数別に見ますと、2年契約が2筆、3,012平方メートル、4年契約が4筆、5,303平方メートル、6年契約が3筆、2,691平方メートル、10年契約が16筆、13,926平方メートル、19年契約が9筆、10,957平方メートルです。詳細につきましては次ページ以降に記載しております。

4ページの8番及び9番につきましては、一般法人による解除条件付の使用貸借権となっております。また、5ページから8ページが中間管理機構を利用した一括方式によるものとなっておりますので、御確認ください。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありますか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第5号を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： 挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第6号、非農地証明交付申請の承認についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 : 失礼します。9ページを御覧ください。また私からも改めて、この資料について説明をさせていただきます。9ページからが、非農地証明交付申請の承認についてという議案になります。少し濃いグレーの色のところが表のタイトルになっておりまして、左側から番号、土地ということで大字、小字、地番、地目としまして登記簿地目と現況地目と面積です。その次は権利種別ということで、基本的には非農地証明ということになっております。その次に、その土地の所有者のお名前と住所を記載しております。非農地の事由というのが非農地になってしまった理由、これまでの理由、始末書に書かれているようなことをこちらに記載しております。備考といたしましては、関連ページということでそれぞれ番号が振ってあります。この議案の説明の後に、例えば11ページを見ていただきましたら位置図が載っております。こういった資料を基に、それぞれの担当農業委員さんには御説明をしていただくこととなります。非農地につきましては、毎月10日が締切りになっていまして、10日までに出てきたものを当該の月の議案にかけることになっております。今月でいえば9ページと10ページ、6件の非農地申請がございました。事務局の説明といたしましては、それぞれの所有者ですとか、土地の面積、そして、非農地の事由といったことを説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、改めまして説明をさせていただきます。議案6号、非農地証明交付申請の承認についてです。9ページを御覧ください。

1番、八鹿町八鹿の土地1筆で、面積が132平方メートルです。所有者は八鹿町八鹿の方で、非農地の事由としましては、昭和55年頃から宅地化しており、現況の地目に変更をしたいとのことです。関連ページは11ページから15ページとなっております。

2番、大屋町大屋市場の土地2筆で、面積が136.65平方メートルです。所有者は愛知県の犬山市の方で、非農地の事由としましては、申請の土地は平成2年頃から原野化しており、現況の地目に変更をしたいとのことです。関連ページは16ページから20ページとなっております。

3番、八鹿町八木の土地1筆で、面積が483平方メートルです。所有者は大阪府高槻市の方で、非農地の事由としましては、申請の土地は平成12年以前より宅地化をしており、現況の地目に変更をしたいとのことです。関連ページは21ページから25ページとなっております。

10ページを御覧ください。4番、八鹿町下小田の土地2筆で、面積が238平方メートルです。所有者は八鹿町下小田の方で、非農地の事由としましては、申請の土地は平成8年頃から事業地として雑種地化しており、現況の地目に変更をしたいとのことです。関連ページは26ページから30ページとなっております。

5番、八鹿町九鹿の土地2筆で、面積が104平方メートルです。所有者は京

都市と札幌市の方が2分の1の持分となっております。非農地の事由としましては、申請の土地は昭和60年頃から宅地化しており、現況の地目に変更をしたいとのことです。関連ページは31ページから35ページとなっております。

6番、大屋町中間、大屋町横行の土地2筆で、面積が703平方メートルです。所有者は明石市の方で、非農地の事由としましては、大屋町中間の土地は昭和60年頃から宅地化、大屋町横行の土地は昭和57年頃から山林化しており、現況地目に変更をしたいとのことです。関連ページは36ページから42ページとなっております。

補足といたしまして、1番の八鹿町八鹿の土地につきまして、14ページを御覧ください。申請書を受け取った段階では、写真上部にございます、倉庫兼駐車場が建っているということで非農地の事由となっておりますが、申請書を提出してもらった後、地権者のほうが非農地証明を得たというふうに勘違いをされて、倉庫を撤去されているような状態になっております。矢印下が、本日も見ていただいたと思うんですけども、現況写真になっております。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。

番号1番、八鹿町八鹿の件について、担当農業委員より説明を求めます。

7番、珍坂農業委員。

珍坂委員： 本日、現地確認をしまいいりました。現状は、申請の非農地の事由と同じで、現状宅地化しています。今後、農地として利用するのは難しいと思うので申請どおり、非農地を承認してよいと思います。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

3番、藤原健次農業委員。

藤原健委員： 3番、藤原です。午前中、現地調査してきました。現地の写真は、事務局で説明がありましたように、14ページの下の写真どおりで更地の状態です。そういうことで、申請どおりに承認しても間違いはないと思われまますので、よろしくをお願いします。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第6号の1番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： 挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。
続きましては番号2番の大屋町大屋市場の件について、担当農業委員より説明を求めます。
4番、坂本農業委員。

坂本委員： 4番、坂本です。よろしく申し上げます。
17ページを御覧ください。今回、申請の上がったのは、県道養父宍粟線の大屋市場と糸原地区のはざまにある土地です。北向きに向かって右側の2筆が今回の申請地でございます。この土地は、平成2年か3年頃に、バイパス、県道の拡幅工事で広がったときの残地となっております。本日、現地を見に行ったところ、残地には大きな石やススキが生えており、農地と言い難いような状況になっておりました。所有者も愛知県にお住まいで、ちょうどバイパスができた頃には愛知県に居住していて、相続されて初めてこういうような状況になるとということが分かったようでございます。まず非農地として間違いないものと思っておりますので、どうぞ御審議のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長： ありがとうございます。
続いて、現地調査委員の説明を求めます。
3番、藤原健次農業委員。

藤原健委員： 3番、藤原です。先ほど担当委員から説明ありましたように、山に面する残地というようなことで、非農地の申請が上がっています。やむを得ないであろうと思ひますので、よろしくお願ひします。

議 長： ありがとうございます。
続いて、担当推進委員の説明を求めます。
21番、鎌谷推進委員。

鎌谷推進委員： 現地に出まして、この現状、この写真のとおり、非常に荒れた土地になっていました。山と土地の境目もわからない状態で、今後農地として利用できないと思ひます。この写真のとおりです。現地で確認をいたしました。以上です。

議 長： ありがとうございます。
説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第6号の2番を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

議 長： 挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。
続きまして、番号3番の八鹿町八木の件について、担当の農業委員の説明を求めます。

12番、秋山農業委員。

秋山委員： 失礼をいたします。12番、秋山です。よろしくお願ひいたします。午前中は担当委員の方、現地確認を御苦勞さまでした。

それでは、21ページから25ページが関連ページになります。

申請場所なんですけれども、国道9号線、八鹿町上八木区剣大橋の交差点のところから見まして山手側の高台に位置する住宅が、今回の申請地になるわけでございます。

続きまして、24ページを御覧ください。現況の写真になっております。今回の申請については、亡き父親が、昭和38年に現農地に母屋を建てられたわけですが、申請者が、平成12年に相続をされて、農地であることがそのときに初めて分かったということです。築後も、50年以上たつわけなんですけど、宅地課税もされております、50年以上経過しておりますし、地域の同意も取られております。ここに見ていただいたら分かるよう、始末書も提出されておりますので、問題のない案件かと思われまますので、御審議のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議 長： ありがとうございます。
続いて、現地調査委員の説明を求めます。
5番、前川農業委員。

前川委員： 5番、前川です。本日、午前中に現地を確認してまいりました。先ほど、担当委員の詳しい説明にありましたように、24ページの写真のとおりでございます。とても農地とは言えない完全な宅地となっております。現地で司法書士の方からもお話を聞きまして、地域の同意も得られていると、そしてまた、始末書も丁寧に書かれておりますので、承認できる事案ではないかなと思ひております。以上です。

議 長： ありがとうございます。
続いて、担当推進委員の説明を求めます。
15番、内田推進委員。

内田推進委員： 15番、内田でございます。私も午前中に現地確認を行いました。担当委員の説明どおりでございますので、審議のほうよろしくお願ひします。

議 長： ありがとうございます。
説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第6号の3番を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： 挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。
続きまして、番号4番の八鹿町下小田の件について、担当農業委員より説明を求めます。
11番、木下農業委員。

木下委員： 失礼します。11番、木下です。この土地につきましては、もう既に皆さんも御承知かと思うんですけど、20年以上前にガソリンスタンドがありました。そこの敷地になっております。現状を見てみますと、コンクリートできっちりとかさ上げがしてありまして、田として現状に戻すことは全くできないというような状況であります。30ページには始末書ということで、丁寧にいきさつを書かれております。審議の方をよろしくお願ひいたします。

議 長： ありがとうございます。
続いて、現地調査委員の説明を求めます。
4番、坂本農業委員。

坂本委員： 4番、坂本です。今朝ほど現地を確認に行ってきました。先ほど担当委員が言われましたように、既にコンクリートでかさ上げされて、写真の29ページの裏面ですけども、擁壁の部分もきちっと上まで立ち上がってそろえてあります。恐らくこれ以上農地に返ることは、恐らく不可能な状況だと思います。以上です。

議 長： ありがとうございます。
続いて、担当推進委員の説明を求めます。
16番、齋藤推進委員。

齋藤推進委員： 齋藤です。今朝、担当委員と現地確認委員さんと立ち会ってまいりました。委員さんの言われたとおりで、擁壁も5メートル程の高さでコンクリートで、固めています。農地にするというのは無理なので、ここでまた承認していただけたらと思います。以上です。

議 長： ありがとうございます。
説明が終わりました。この件について質疑はありますか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認めて、議案第6号の4番を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： 挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。
続きまして、番号5番の八鹿町九鹿の件について、担当農業委員より説明を求めます。
7番、珍坂農業委員。

珍坂委員： 7番、珍坂です。34ページにあります写真のように、以前から宅地として利用されていたようです。現状を見て確認する限りでは、農地復活ということは無理だと思しますので、承認をお願いします。以上です。

議 長： ありがとうございます。
続いて、現地調査委員の説明を求めます。
2番、吉村農業委員。

吉村委員： 2番、吉村です。午前中に現場の確認をさせていただきました。担当委員のおっしゃるとおりでございまして、橋の真下で、農地として利用することはできません。担当委員の言われたとおりでございまして、よろしく願いいたします。

議 長： ありがとうございます。
説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第6号の5番を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： 挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。
続きまして、番号6番の大屋町中間と横行の件について、担当農業委員より説明を求めます。

5番、前川農業委員。

前川委員： 5番、前川です。まず、1件目は、大屋町からずっと横行、若杉のほうに向かっていきまして、途中、栗ノ下の地域にあります、少し曲がっていただいたところに宅地がございます。39ページの字限図をご覧ください。赤い枠で囲っている場所が606-1です。ここが現在、家屋になっております。写真が41ページでございます。家屋は申請人のお父さんが、ここを宅地化して建ててしまったというような経緯でございます。今回、農地であるということが分かって非農地申請をしております。

もう一件に関しましては、横行のほうにずっと進んでいきますと、横行に行く幹線道路と川との間に実は農地がありました。ただ、現在行きますと、41ページの写真を見ていただけますでしょうか。41ページの下の写真。赤く枠で囲っていますけども、道路と川との間に、もう現在山林になってしまっている場所がございます。シイタケ栽培の原木がちょっと見えるかもしれませんが、かつてはそういうことで利用していたのかなというようなところではございますが、もう農地としてはとても利用できそうにはないと。出入口ももう通れないような形になっていますので、今回はこれら2つを非農地として願い出ております。あと、42ページには始末書もきちっと出されておりますので、どうか御審議のほうよろしく願いいたします。

議 長： ありがとうございます。
続いて、現地調査委員の説明を求めます。
4番、坂本農業委員。

坂本委員： 4番、坂本です。先ほど担当委員から説明あったとおりなんですが、まず、3

9ページの字限図を見ていただいたら、この赤い囲いがしてあるところが申請地でございます。41ページ見ていただきまして、上の右側、北西側から撮った写真を見てください。その全景ですが、右側のトタンの屋根、この位置にもともと住宅があったと。で、そこの住宅を取り壊して、埋め立てておうちを建てられたと。昭和60年頃に建てられたというふうにお聞きしております。もう既に宅地としての用途でなっています。

続きまして、横行の案件ですが、ここはもともともう少し広がったと思われまます。ここは横行の道路を拡幅したときに、残地が残ったように思われます。現地に行きますと、先ほど前川委員が言われましたように、植林して杉の大木と、それから、下にはシイタケのかなり古い原木が残っていました。とにかく、今から農地としての活用はまず不可能だというような状況を確認してきました。以上でございます。

議 長： ありがとうございます。
続いて、担当推進委員の説明を求めます。
22番、上垣推進委員。

上垣推進委員： 22番、上垣です。現地を確認してまいりました。前川委員と坂本委員のおっしゃるとおり、現状はこのように宅地が建っていたり、山林になっておるのを確認してまいりました。農地としては、もう戻すのは難しい状況でした。以上です。

議 長： ありがとうございます。
説明が終わりました。この件について質疑はありますか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第6号の6番を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： 挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。
続きまして、議案第7号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題として、事務局の説明を求めます。

事務局： まず、43ページを御覧ください。こちら、まず、初めての方がおられますので、議案の説明をさせていただきます。

まず、農地法第5条ということで、どういうことかといいますと、農地法第5条につきましては、権利移転を伴う農地転用ということになっております。農地転用ですので、農地を田畑の地目以外の使い方にされるもので、プラス権利移転を伴いますので、所有権であるとか賃借権がつくという形になっております。

表の見方といたしましては、またこちらにも灰色塗りにしたものが表題となっております。まず、一番左側が番号、今回は1つしかないので1番となっております。多い場合は、これが1番から続くこととなっております。次に土地の情報です。左から大字、小字、地番で登記上の地目、現況の地目、農振上の区分、農振地なのか農用地外なのか、あとは面積。次は権利というところで、ここに所有権移転を伴うものであるとか賃借権をつけるものということが記載されております。その右側が譲渡人、もしくは貸付人ということなので、こちらが所有者の方のお名前と住所。その右側が譲受人、もしくは借受人となりますので、今度は権利設定を受ける方のお名前と住所。その右側、転用目的というのが、こういった形に転用がされるのか。そのさらに右側がその理由、なぜその転用が必要であるか。最後は備考欄として、関連ページを記載している形となります。次ページ以降に資料が載っておりますので、こういった形で進めさせていただきます。

まず、改めまして、43ページを御覧ください。議案第7号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてです。

申請番号1番、養父市十二所の土地2筆、合計面積は472.61平方メートルです。譲渡し人は、養父市十二所の方、譲受人は養父市十二所の宗教法人です。譲受人である宗教法人の檀家や参拝客が使用するための駐車場が少ないため、露天駐車場を建設することが転用の目的です。移転する権利は所有権です。関連ページは44ページから47ページとなっております。以上です。

議長： 事務局の説明は終わりました。
次に、担当農業委員より説明を求めます。
8番、圓山農業委員。

圓山委員： 8番、圓山です。本日は早朝より現地調査班の方、立会い推進委員の方、御苦労さまでした。

43ページから、44ページの図面もあるんですが、45ページの航空写真を御覧ください。養父地域局前の県道養父宍粟線バイパスを大屋方面に行った十二所大橋を渡っていただいて山側に行った、白く囲まれた緑色の場所が現地になります。この形をよく見ていただいた上で、47ページの図面を御覧ください。駐車場利用計画図というのがあるんですが、形が緑の形と違うじゃないかということで違和感を持たれると思うんですが、その答えが46ページのほうに、水色

の線でちょっとなぞってあるんですけど、未登記の公衆用道路というのがございまして、これが47ページでいうところの市道の一部になっています。そのため、利用計画図の図面と現地の土地の形が少し違うように見えるのがそのせいです。それ以外は特別な問題はございません。利用される目的も檀家さんの駐車場を確保するためということで、なおかつ周辺の水路にも問題ありませんし、農地にも特段影響はないと思われまます。審議のほうよろしくお願ひします。

議 長： ありがとうございます。
続いて、現地調査委員の説明を求めます。
5番、前川農業委員。

前川委員： 5番、前川です。本日朝9時前に現地に行きまして、現場を確認させていただきました。先ほど圓山委員が御説明してくださったように、私も45ページと47の図が違ふということ現場で質問させていただいたら、先ほど御説明があったように、未登記の公衆用道路も今回の対象になっているということでした。この対象の農地は最も山側にありまして、周辺に農地もなく、したがって、他の農地に影響を与えることもないと。水路においても特に周りに影響を与えることがないということですので、特段の問題はないかなというふうにお願ひします。以上です。

議 長： ありがとうございます。
続いて、担当推進委員の説明を求めます。
18番、谷村推進委員。

谷村推進委員： 18番、谷村です。現地確認行かせていただきまして、圓山委員さん、前川委員さんの説明があったとおりでございます。周辺の土地には特に影響はないかと思ひますので、よろしくお願ひします。

議 長： ありがとうございます。
説明が終わりました。この件について質疑はありますか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第7号の1番を採決します。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第8号、空き家に付属した農地に限定した別段面積の区域設定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 事務局から説明します。48ページを御覧ください。

空き家に付属した農地に限定した別段面積の区域設定についてですが、この議案は、養父市では農地を取得する際に譲受人の経営面積の下限面積が10アールとなっています。この議案にある空き家に付属した農地に限定した別段面積の区域設定では、この下限面積を空き家と農地を一緒に取得する場合に限り10アールから引き下げるものになります。この総会で承認後に公告をさせていただきまして、その後、3条申請をする際、今回は950平方メートルなんですけど、譲受人が農地の経営面積が10アールを超えていない場合でも、この議案のとおり登録することで所有権を移転することができます。今回設定する区域は、八鹿町八木の土地3筆になっております。地目が畑で、面積が950平方メートルで、所有者は大阪府高槻市の方です。以上です。

議長： 事務局の説明終わりました。

次に、1番の八鹿町八木の件について、担当農業委員の説明を求めます。

12番、秋山農業委員。

秋山委員： 失礼いたします。先ほど事務局からも説明があったわけなんですけれども、関連ページは48ページから53ページになっております。この案件、先ほどありました地目変更の場で審議、承認をいただいた案件になっております。

続きまして、50ページの航空写真を見ていただいたら分かると思います。この赤枠で入っているこの3つが今回の土地になるわけでございます。先ほど言いました、審議をしました地目変更の部分というのが、青枠で書いてございます。空き家になっております。53ページの住宅というのが2780-1、それに隣接する農地というのが51ページにあります。2780-5、枝番5です。これが隣接する農地になっております。これが、今現在、写真を見ていただいたら分かるように、ちょっと農作物が栽培されておりますが、これは親戚の方が今のところ管理をしておられるということでございます。これも秋の収穫が終われば、今言う申請のほうに回す予定になっておりますので、よろしく審議をお願いしたいと思っております。それから、場所になるわけなんですけれども、51ページの2772番と、それから、52ページの2904番の2ですか。これは写真を見ていただいたら分かるのとおり、今現在は自己管理保全のみを行っている畑地でございます。ということで、これも含めてということで、事後、これを購入していただ

いて管理をしていただくということで、承認をいただけて、農地として今後活用していただけるものと思っております。これは、空き家に附属する農地として今回申請されておりますので、よろしく御審議のほうお願いしたいと思えます。以上です。

議長： ありがとうございます。
この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第8号の八鹿町八木についてを採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は、原案どおり決定いたしました。
報告事項に入ります。
報告①、農地の現況転換について、事務局より説明を求めます。

事務局： 54ページを御覧ください。こちらも初めての方おられますので、まず説明をさせていただきます。

まず、農地の現況転換ということで、ごくまれに出てくる案件ではございます。どういった内容かといいますと、よくあるのが嵩上げを行うものということです。田んぼがあったんですが、畑として利用しやすくするため嵩上げを行って、道路とフラットにするといった場合はこういった申請が上がってきます。農地を嵩上げして農地として利用しやすくするというものになりますので、農地転用には、あたらないということで、こういった届出だけをいただいております。ただ、今回、小規模のものですけれども、面積が3,000平方メートルを超えるような現況転換ですとか、例えば2メートル、3メートルの嵩上げを行う場合になると農地転用の対象となってきますので、そこだけ御留意いただきたいなと思えます。今回の場合は、300平方メートルの小規模なものということです。農地転用の対象とならない現況転換の届出をいただいたということになります。

まず、議案の表の見方ですけれども、左側に番号、それから土地の情報で、大字、小字、地番、台帳地目、現況地目、農地の面積。申請者というのが農地の所有者の方のお名前と御住所。右側になぜこの現況転換を行うかという理由と、右側に現況転換を行う工事の内容。備考欄に関連ページを記載しております。

では、改めまして、54ページを御覧ください。報告①、農地の現況転換についてです。届出番号1番、養父市船谷の土地1筆、面積は315平方メートルです。届出者は養父市船谷の方で、田の一部をかさ下げすることで、下にある自身が耕作している田んぼと一体的に利用しやすくし、かさ下げした土を残りの田んぼに盛ることでかさ上げを行い、今度は畑地として利用しやすくするものです。関連ページは55ページから58ページとなっております。以上です。

議長： 事務局の説明は終わりました。
次に、担当委員の説明を求めます。
10番、藤原義幸農業委員。

藤原義委員： 失礼します。10番、藤原です。今朝ほどは、現地確認をありがとうございました。関連ページは事務局が申されたとおり、55ページから58ページになります。これは船谷の地域なので、地権者の方がもう分かりやすく印を入れていただいております。57ページを見ていただきたいんですけども、735-1というのが現況の田んぼになっております。地目は田んぼなんですけども、734-1の田を、今、畑として利用されております。これを4メートルと10メートルに分けて、10メートル分を下の735-1の田んぼにかさ下げして田んぼにする計画をされています。畑はこの4メートル分の幅の残り、それを畑として利用されるということです。

次の58ページに、その詳しい図が出ておりますけども、上の先ほど申しました4メートル、10メートルというのが、この734-1というのがこういう形に取られています。左側に水と書いてありますけども、この水路はそのまま現状触らないように残されるそうです。で、その下が735になるんですけど、この10メートル分をかさ下げして、下の田んぼの高さに下ろすということです。それで、4メートルのところを畑にして、余った土は735に広げながら、なおかつ余った土に関しては、その上の、これは734-2になるんですけど、ここは他人の土地になっております。宅地に広げさせてもらうということです。そういう報告を受けました。以上です。よろしく申し上げます。

議長： ありがとうございました。
続いて、現地調査委員の説明を求めます。
2番、吉村農業委員。

吉村委員： 2番、吉村です。担当委員の申されたとおりでございまして、今日、このように仕事がいよいよ体制に持っていくというような考え方を非常に好ましいと感じました。これからはこういうように、2枚を1枚にする、3枚を1枚にするというようなことが往々にあるほうがいいんじゃないかというふう感じてお

ります。大変いいこととっております。以上です。

議 長： ありがとうございます。
説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、この件は報告事項ですので、異議がなければ申請どおり受付いたします。

続きまして、報告②、農地法第5条第1項ただし書きによる公共事業における農地の転用について、事務局より説明を求めます。

事務局： 59ページを御覧ください。こちらをまず最初に説明をさせていただきたいと思えます。先ほど、農地法5条の転用がございましたけれども、基本的には農地を農地でなくす場合は転用の手続が必要となりますけれども、農地法5条の第1項第6号に、例えば土地収用法に関するものであれば、農地転用の許可を得ないと、得る必要がないということが記載されております。その土地収用法に書いてあるものの中で、例えばこの1番、2番ですと消防法に基づく防火水槽、3番、4番ですと道路法に基づく道路ということになっておりますので、収用法に記載されている事業を行う中で公共事業というものであれば、農地転用の許可を得ずとも報告で足りるということになっております。ですので、同じく5条にはなるんですけども、許可申請するものではないので報告という形で受け付けております。

まず、表の見方、左側がまず番号となっております。今回かなり多くて、1番から4番までございます。その右が土地の大字、小字、地番、登記の地目と現況地目、また、面積。譲渡し人というのが地権者の方のお名前と、下段に住所。右側が譲受人となっておりますが、これが事業する者、1番、2番であれば養父市防災安全課、3番、4番であれば養父土木事務所となっております。その右側、転用の目的が記載されておまして、そのさらに右、なぜそれが必要なのかということと、備考欄に事業着手の予定月と完了月を記載しております。

では、改めまして、報告②、農地法第5条第1項ただし書きによる公共事業による農地転用についてです。

番号1番、養父市八鹿町八木の土地1筆、面積は295平方メートルです。養父市役所防災安全課が消防水利として防火水槽を建設するものです。令和4年12月事業着手、令和5年3月完了予定となっております。

番号2番、養父市玉見の土地2筆、合計面積は488平方メートルです。こちらも養父市防災安全課が消防水利として防火水槽を建設するものです。令和4年12月事業着手、令和5年3月完了予定となっております。

番号3番、養父市大屋町宮本の土地3筆、合計面積1,906平方メートルのうち375.3平方メートルです。但馬県民局養父土木事務所が実施する県道拡幅工事における施工ヤードとして、令和5年7月までの一時期転用するものです。

番号4番、養父市大屋町門野の土地1筆、面積は1,793平方メートルのうち74.36平方メートルです。同じく但馬県民局養父土木事務所が実施する県道拡幅工事における工専用道路として、令和5年7月までの期間、一時転用するものとなっております。

番号1番の土地につきましては、60ページを御覧ください。こちら、中央を走っているのが国道9号線となっております。右側が八鹿、左側が関宮に行く道となっております。こちらの中央、少し見にくいんですけども、永照寺と書かれているお寺がございます。こちらから山側に上がっていく道沿いがございます。61ページに記載しておりますが、緑色塗り、白囲いとなっているものが対象の農地となっております。こちらの場所に、64ページに計画図がございますが、こういった形で40立方メートルの防火水槽が設置されるということになっております。

番号2番、玉見の件につきましては、66ページのほうを御覧ください。こちら中央やや下段のところに県道養父宍粟線が走っております。右側に行くと広谷、左側が大屋となっております。真ん中に玉見の玉水神社がございます。こちらから少し大屋方面に行ってもらった道沿いが対象の農地となっております。69ページに設計図がございますけども、同じく40立方メートルの、既製品ですが、防火水槽が造られるという予定になっております。

番号3番につきましては、72ページを御覧ください。こちら、県道養父宍粟線と県道森大屋線がちょうど交錯するところの橋の対岸となっております。地図上、緑色を白囲いでしたところが対象農地となっております。74ページ御覧いただきまして、農地の一部ですので、74ページの図面の赤色で塗られている場所が転用の範囲となります。こちらが仮設ヤードとして使われることとなっております。

番号4番につきましては、77ページを御覧ください。少し見にくいですが、真ん中を通っているのが、同じく県道養父宍粟線となります。こちら、明延方面に向かっていたいただきまして、門野の集落を越えた辺りから橋を渡ってほ場に行く場合の道、すぐという形になっております。地図上、緑色を白囲いとしたものが対象の農地となっております。今度は79ページを御覧ください。ほんの一部ですけども、橋を渡っていただいた赤塗りしているところ、74.36平方メートルということで、こちらが工専用道路ということで一時転用されることとなっております。以上です。

議長：事務局の説明は終わりました。

それでは、この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。
続きまして、報告③、農地法第5条第1項のただし書き、農地法施行規則第53条第1項第14号の規定による届出について、事務局より説明を求めます。

事務局： 81ページを御覧ください。こちら、まず最初に説明をさせていただきます。こちら、引き続き5条ということにはなるんですけども、先ほど、公共転用のように転用の申請が要らないものの中の一つとして、いわゆる携帯基地局アンテナを建てる場合です。こういった場合は農地転用の対象とならないということになっております。その場合、こういった形の転用の手続ではなくて報告をいただくこととなっております。近年、結構多く、去年か楽天モバイルさんがかなりを建てられているので、これもその流れという案件となっております。

では、改めまして、81ページを御覧ください。報告③、農地法第5条第1項のただし書き、農地法施行規則第53条第14号の規定による届出についてです。

届出番号1番、養父市大屋町中の土地1筆、面積は416平方メートルのうち4.00平方メートルです。申請人は、東京都世田谷区の株式会社、譲渡人は養父市中の方です。携帯基地局の設置によるもので、14.776メートルのアンテナが建つこととなっております。こちらにつきましては、場所は、83ページを御覧ください。県道養父宍粟線、右側に行きますと宮垣、左側に行くと大屋市場ということで、旧口大屋小学校がございます。こちらの大屋川の対岸におうみ団地という住宅街がございます。こちらから川沿いの農道を大屋市場方面に向かっていただきますと、写真上、緑色の白囲いのものがございます。こちらが対象の農地となっております。こちらの場所に、86ページ、少し見にくいんですけども、こういった形の高さ14.776メートルの携帯基地局のアンテナが建つこととなっております。以上です。

議 長： 事務局の説明は終わりました。
それでは、この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認めて、この件の報告は終わります。
続きまして、報告④、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明を求めます。

事務局： 87ページを御覧ください。報告④、農地法第3条の規定による許可申請についてです。農地法3条は、農地の所有権移転や賃借権の設定などを行うもので

表の説明をさせていただきます。一番左が今回の報告の番号になります。右の申請土地の場所、台帳の地目、現状地目、面積が記載されています。次に、譲受人の住所と氏名、耕作面積。その横に譲渡人の住所と氏名が書かれています。その横が権利の種類と方法です。所有権を贈与する場合や所有権を売買するなどが記載されています。その横が申請日と許可日になります。

それでは、報告に入ります。

番号1番、中米地の土地1筆で、1,329平方メートルです。譲受人は中米地の方で、譲渡人は神戸市西区の方です。所有権を贈与によって移転される予定です。申請日が9月13日、許可日が10月11日となっています。

2番、上箇の土地1筆で、2,055平方メートルです。譲受人は広谷の方で、譲渡人も広谷の方です。所有権を売買によって移転する予定です。申請日が9月26日、許可日が10月12日となっています。

番号3番、吉井の土地2筆で、979平方メートルです。譲受人は静岡県袋井市の方で、譲渡人は大阪市淀川区の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が9月28日、許可日が10月12日となっています。こちらは空き家に附属する農地制度を活用しています。

4番、八鹿町小佐の土地1筆で、161平方メートルです。譲受人は八鹿町小佐の方で、譲渡人も八鹿町小佐の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が10月6日、許可日が10月21日となっています。以上です。

議長： 事務局の説明は終わりました。
それでは、この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。
続きまして、報告⑤、農地の使用賃借の解約通知について、事務局より説明を求めます。

事務局： では、88ページを御覧ください。こちらもまず説明をさせていただきたいと思います。本日議案の5号であったような利用権設定による権利設定があったものであるとか、農地法3条による権利設定があったもので、期間がまだ満了していないもの、終期が来てないものを期間が来るまでに解約する場合というのは、地権者と耕作者それぞれの合意によって解約することによって、期間が来ていない中でも解約、権利が解除できるということになっております。今回は1か月のうちに解除、解約の通知が出てきたものについて使用賃借のものを上げさせていただいております。

まず、表の見方ですけれども、一番左が同じく番号、土地の情報として大字、

小字、地番、台帳地目、現況地目、農地の面積。貸し人というのが農地の地権者の方のお名前、住所。右側、借り人というのが農地を借りていた方のお名前、住所。解約年月日と土地の引渡し日。解約条件があるのかないのかということ、どういった事由による解約のものか。備考欄に今後耕作される方ですとか、解約の理由が分かっている場合は記載させていただいております。

では、改めまして、88ページを御覧ください。報告⑤、農地の使用貸借の解約通知についてです。届出番号1番、八鹿町八木の土地3筆、合計面積は2,691平方メートル。貸し人は養父市八木の方、借り人は同じく養父市八鹿町八木の方です。合意解約年月日は令和4年9月30日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は備考欄に記載の方が耕作される予定となっております。

届出番号2番、養父市八鹿町八木の土地1筆、面積は723平方メートル。貸し人は養父市八鹿町八木の方、借り人も同じく養父市八鹿町八木の方です。合意解約年月日は令和4年9月30日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は備考の方が耕作をされます。

届出番号3番、養父市八鹿町八木の土地1筆、面積は1,081平方メートル。貸し人は養父市八鹿町八木の方、借り人も同じく養父市八鹿町八木の方です。合意解約年月日は令和4年9月30日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は備考欄の方が耕作される予定となっております。

届出番号4番、養父市長野の土地4筆、合計面積は4,755平方メートル。貸し人は朝来市の方、借り人は養父市長野の方です。合意解約年月日は令和4年10月31日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用されます。

届出番号5番、養父市大屋町加保の土地1筆、面積は900平方メートル。貸し人は養父市大屋町加保の方、借り人は養父市大屋町の株式会社です。合意解約年月日は令和4年10月31日、土地の引渡しも同日。解約条件なしの合意解約によるものとなっております。以上です。

議 長： 事務局の説明は終わりました。
それでは、この件についての質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。
続きまして、報告⑥、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明を求めます。

事務局 : 89ページを御覧ください。この報告では、相続等によって農地の所有権を取得した方の報告をいたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

番号1番、申請場所は鉄屋米地の土地、合計3筆ありました。面積が95平方メートルです。申請人は鉄屋米地の方です。取得した日が令和4年10月11日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。

2番、申請場所は、大屋町中のほか合計3筆ありました。面積が1,261平方メートルです。申請人は、千葉県千葉市の方です。取得した日が令和4年6月30日で、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。以上です。

議長 : 事務局の説明は終わりました。
それでは、この件について質疑はありますか。ありませんか。

(質 疑 な し)

議長 : 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。
これで報告事項は終了しました。
以上、第2回農業委員会総会を閉会いたします。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議長 山根達夫

署名委員 藤原健次

署名委員 飯永光

2